

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長

祖 川 康 子

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「に規定する」を「の規定による」に、「（別記様式第一号）」を「様式第一号）」に改める。

第十一条の四第一項中「（別記様式第二号）」を「（様式第二号）」に改める。

第十五条の四第一項中「（別記様式第三号）」を「（様式第三号）」に改める。

様式第一号を次のように改める。

扶養親族（異動）届

年 月 日提出

任命権者		所属コード			所 属				
殿									
職員コード		職 名			氏 名				
住 所									
職員の給与に関する条例第7条第1項の規定に基づき、扶養親族の実情を届け出ます。									
増・減	扶養親族氏名	生年月日	職員との続柄	職員と同居別居の別	職業又は勤務先	収入		異動事由	
						種類	金額	内容	事実発生日
備 考									
任命権者使用欄						受付日	年 月 日		
年 月 日から扶養親族		名と認定し、		扶養手当月額 円を支給する。					
年 月 日から		扶養手当を支給しない。							
年 月 日				決裁欄					

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。